

お知らせとお願い

「保険医休業保障共済制度加入者・会員の皆様へ」
共済をめぐる金融庁の動きと
保団連の対応について

「要請書」活動への緊急のお願い

健全に運営されている
共済まで金融庁が規制
する動き

政府は、医療保険の患者負担増や診療報酬マイナス改定などの社会保障切り捨て政策や増税を国民に押し付け、国民生活のあらゆる面で自助努力を求める政策を進めています。こうした政府の政策に対し全国保険医団体連合会は、国民と共同して改善運動を行うとともに、会員相互の助け合い制度として保険医休業保障共済制度(休

保制度)を運営してきました。休保制度は三十五年の運営実績をもち、五万人の会員が加入しています。ところが会員自らが作り運営している共済を、新たに保険業法で規制する動きが出てきました。昨年国会で、共済の名前を借りた無認可保険業者(いわゆる「ニセ共済」)からの消費者保護を目的に「保険業法等の一部を改正

地域医療を支える上で
も重要な休保制度

保団連は、会員の老後に備えた保険医年金、傷病による休業時の生活を支える休保制度、そして各協会

「効率化余地あり」と
歯科を位置付け

中医協の診療報酬改定骨子案

中央社会保険医療協議会(中央社会保険医療協議会)は、本年四月の診療報酬改定にあたって、「平成十八年度診療報酬改定に係る検討状況について(現時点の骨子)」をまとめ、それに対するパブリックコメントを求めている。その中で歯科は、「歯科診療報酬について」の「IV 医療費の配分の中で効率化余地があると思われる領域の評価のあり方について検討する視点」の項目に位置づけられている。「現時点の骨子」は、社会保障審議会医療保険部

会、医療部会で策定された「平成十八年度診療報酬改定の基本方針」に盛り込まれた「四つの視点」に基づいてまとめられたものであり、その基本方針の中では「④医療費の配分の中で効率化余地があると思われる領域の評価のあり方について検討する視点」の中で「かかりつけ歯科医の本来の趣旨に即した適正な評価の在り方等について検討するべきである」と指摘されている。この指摘から「現時点の

は万一の備えにグループ保険などを共済制度として運営していますが、改正保険業法に關係するのは、会員相互の共済として運営する休保制度だけで、他の制度は、従前通り変わりません。休保制度は、保険商品より優れた保障内容となっており、加入者が傷病による休業時にも安心して療養に

金融庁の対応は、金融
審議会や国会審議から
も逸脱

金融審議会は、保険業法による規制の対象から「構成員が真に限定されるもの」については、特定のものを相手方とする共済として、従来通り、その運営を専ら構成員の自治に委ねることで足り、規制の対象外とすべき」と指摘しています。さらに、国会審議でも、各団体が会員のために自主的に

金融庁の姿勢に、国会
議員や各団体から批判
の声広がる

保団連は、自主共済規制問題対策本部を設置し、金融庁への直接要請のほか、衆参両院の金融委員会議員にも要請行動を重ねてきました。各党議員からは、「自主的な共済まで規制することは法改正の趣旨に反する」「国会審議もふまえていない」「委員会を取り上げた」などの反応が広がっています。

保団連は休保制度を
守るために全力を
尽くします

保団連は、優れた保障内容として重要な役割を果たしている休保制度を守るため、他の共済実施団体とも協力し、引き続き金融庁や国会などに向けて全力を尽くします。

「要請書」活動への
緊急のご協力をお願い

保団連は、金融庁の共済を規制しようとする動きを許さず、休保制度を守り抜くため、前述の運動をいっそう強化します。同時に、会員相互の助け合い制度として、開業医の実情に合わせた保障内容をもち、現在の保険商品では実現できない休保制度を、皆さまにおかれましては、事情をご理解いただき、ぜひとも「要請書」へのご協力をお願い申し上げます。



1・19シンポジウムに各界から
百七十人 共闘が広がる

一月十九日に行われたシンポジウム「改正保険業法とこれからの共済」には、保団連をはじめ関係団体、国会議員秘書など約百七十人が参加した。森明彦保団連理事がシンポジストとして発言、三十五年間発展させてきた休業保障制度は、開業医が地域医療を守るためにかげがえのない制度であることを紹介した(写真)。

《研究会案内》

- 参加を希望される方は各保険医協会へお問い合わせ下さい。
- 茨城県保険医協会 093-886-7960
- 「アレルギー性鼻炎の現状と今後の展望」 時・所 2月21日(火) 19時15分・ホテルクラノ下東雲(つくば市) 講師 岡本美孝氏(千葉大学大学院教授)
- 山口県保険医協会 083-231-0600
- 「臨床に必要な外用剤の話」 時・所 2月23日(木) 19時・所 岩国市医師会病院 院東館4F講堂
- 大阪府保険医協会 06-6600-7721
- 「対人援助職のコミュニケーション」 時・所 2月25日(土) 14時・所 大阪府保険医協会 M&Dホール
- 講師 室田人志氏(同朋大学社会福祉学部助教)
- 那覇市IT創造館 講師 松下寛氏(東京都開業・まつした歯科 院長)
- 佐賀県保険医協会 0952-26-1666
- 「個人情報保護法を理解する―実践に役立つ知識」 時・所 2月17日(金) 19時半・所 佐賀市文化会館
- 講師 大江和郎氏(東京女子医科大広報室長)
- 講師 大江和郎氏(東京歯科スタッフ研修会「歯と口腔の構造、診療ワーク、審査、麻酔、投薬」)
- 時・所 2月23日(木) 19時半・所 アバンセ
- 講師 小川希和子氏(くらのうえ市丸歯科)

金融庁長官

五味 廣文 殿

自主共済を保険業法の適用除外とすることを求める要請書

貴職におかれましては国務の重責を果たされておりますことに敬意を表します。

さて、第162回通常国会で成立した「保険業法等の一部を改正する法律」の本来の趣旨は、「共済」の名を利用して無認可で不特定多数を相手に保険を販売する業者から、消費者を保護することにあります。このことは法改定に至る国会審議や金融審議会報告でも明らかです。しかし、金融庁から公表された「保険業法施行令・施行規則の改正案」は、こうした「ニセ共済」だけでなく自主的に健全に運営する共済をも規制し、保険会社などを新たにつくらなければ運営できないようにする内容となっています。

これでは私たちが加入する共済制度をはじめ、各団体が、構成員の自治により、構成員相互の助け合いとして実施してきた自主的な共済制度の運営が困難になります。

私たち全国の医師・歯科医師が加入する保険医休業保障共済制度は、傷病により休業や代診医の手配を余儀なくされたときの生活保障に寄与する目的でつくられた共済制度で、35年間の実績を有し、全国で約5万人が加入し、地域医療を担う保険医にとって大きな支えであるとともに、厚生行政を側面から支える役割をもった制度となっています。

各団体が構成員のために実施する共済制度は「ニセ共済」と異なり、長年に亘り健全に運営してきた実績があります。

このような経過と実態をふまえ、下記事項の実現を要請します。

記

1、各団体が構成員のために運営する自主的な共済制度を、新保険業法の適用除外とするよう、政省令のなかに「団体等が当該団体の事業目的の一つとして共済事業を掲げ、その事業目的と構成員の福祉を増進するために当該共済事業を構成員のみを対象として実施するもの」等を明確に定めていただくこと。

2006年 月 日

医療機関名

住所

氏名

【意見】

左の用紙を切り取るか、A4サイズでコピーし、必要事項にご記入の上、至急下記の所属協会の番号にファックスしてください。
医療機関名、住所、氏名は、ゴム印でも結構です。

保団連は、休保制度を守るため、休保制度加入者・会員の皆様へ、「自主共済を保険業法の適用除外とすることを求める要請書」への協力を緊急にお願いすることとしました。皆様におかれましては、事情をご理解いただき、

き、何卒ご協力をお願いします。「要請書」は、ご署名・ご記入のうえ、下記の所属の協会・医会へ至急ファックスで返信していただきますようお願いいたします。皆様からお送りいただく「要請書」は、金

融庁長官へ提出することにも、衆参両院の金融関係議員などに、国会で取り上げていただくよう働きかける際に、休保制度加入者・会員の声として使わせていただきます。

都道府県保険医協会・医会 FAX 番号一覧

北海道	011-231-6283	東京 歯科	03-3209-9936	京都 (医科)	075-321-0056	香川	087-826-5552
青森	017-774-1326	神奈川	045-461-0215	京都 歯科	075-441-9292	愛媛	089-976-7603
岩手	019-651-7374	山梨	055-227-5435	大阪 (医科)	06-6568-2389	高知	088-832-5229
宮城	022-265-0576	新潟	025-241-4959	大阪 歯科	06-6568-0564	福岡 (医科)	092-451-6642
秋田	018-833-6880	富山	076-442-3033	兵庫	078-393-1802	福岡 歯科	092-473-7182
山形	023-642-2839	石川	076-231-5156	奈良	0742-34-9644	佐賀	0952-23-5218
福島	024-531-1153	福井	0776-21-1649	和歌山	073-436-4827	長崎	095-825-3893
茨城	0298-22-1341	長野	026-226-8698	鳥取	0859-24-3066	熊本	096-385-6448
栃木	028-627-0648	岐阜	058-275-0904	島根	0852-27-5724	大分	097-556-6227
群馬	027-233-3860	静岡	054-281-7473	岡山	086-277-3371	宮崎	0985-29-1256
埼玉	048-824-7547	愛知	052-834-3512	広島	082-262-5427	鹿児島	099-254-8667
千葉	043-245-1777	三重	059-225-1088	山口	0832-31-7864	沖縄	098-832-4482
東京 (医科)	03-5339-3449	滋賀	077-525-3093	徳島	088-623-6754		

【休保関連活動資料】

全国保険医団体連合会では、休保制度を守るため、以下のような要望書と質問書を金融庁へ提出しました。

2005年12月19日

金融庁長官 五味 廣文 殿

全国保険医団体連合会
会長 室生 昇

要 望 書

貴職におかれましては連日、国務の重責を果たされておりますことに敬意を表します。当会は、全国の開業医を中心とする医師・歯科医師10万人で構成し、保険医の生活と権利を守り、国民医療の向上をめざして活動している団体です。

さて、第162回通常国会で成立した改正保険業法(以下、新保険業法)は、総務省が実施した「無認可共済」の実態調査から、実体のない共済、共済の名を冠して不特定多数の消費者を相手に無認可で保険を販売する業者が被害を与えている事態が明らかとなり、これらマルチ商法的な業者、「共済」の名前を借りた無認可保険業者(いわゆる「ニセ共済」)に対して国の責務として規制し、保険契約者等の保護を図ることが、この法案を提出する理由として説明されています。

しかし、新保険業法第2条に定められた適用除外の定義の中に、自主的な共済を適用除外とする規定が明確に定められていないため、このままでは、自主的に長年にわたり構成員のために健全に運営している実績ある共済に対しても、新保険業法による一律の規制や監督が実施されかねない重大な事態となっています。

日本の社会の中には、現に「ニセ共済」とは性格も実態も全く異なる、自主的に健全に運営されている共済が多数存在しています。当会では、1970年に休業保障制度を発足させました。当時は疾病休業を保障する保険はなく、助け合いによる保障を考える以外に方法はありませんでした。開業保険医は、自らが倒れた場合、他に代わって診療を担う者がなく、直ちに休診に追い込まれるか、医療機関を継続するためには代診医などの手当てが必要です。従って、当時の保険商品などを研究し、検討を重ね、自ら運営する共済制度として開始したのです。会員である加入者の生活保障ですから、健全運営の確保を第一義として、最初は少額の保障から始め、経験と実績、財政検証を重ね、ようやく今日、満75歳までの長期保障と充実した給付内容を備えた、加入者相互の助け合い制度として発展してきました。こうした35年間の歴史と約5万人の会員が加入する休業保障制度は、今日まで加入者が傷病による休業時にも安心して療養に専念できるだけでなく、代診医などで地域医療を保障する上でも重要な役割を果たしてきました。地域医療を守る保険医にとって、なくてはならない共済であるとともに、いわば厚生行政を側面から支援する役割を持った制度ともなっています。このような自主的な共済を、新保険業法で保険業等と同列にみなして一律に規制することは、法改正の趣旨に反します。

新保険業法では、法第2条第1項の「二 次に掲げるもの」として、「イ」から「ハ」に適用

2006年1月12日

金融庁総務企画局企画課企画室 御中

「保険業法施行令・保険業法施行規則等の改正案」に対する意見並びに質問書

今般公表された「保険業法施行令・施行規則の改正案」に関して、下記の通り意見並びに質問を提出します。

全国保険医団体連合会 会長 室生 昇

(理由) 今般公表された「保険業法施行令・施行規則の改正案」は、総務省の調査結果や国会審議等を正しく反映しておらず、「保険業法等の一部を改正する法律」(以下、新保険業法)第2条第1項の「二 次に掲げるもの」として適用除外の細目を定める(「ト」)について、法律上の記載や定義を上書きした範囲に留まっていると言わざるを得ません。このことは過日発表された「保険業法施行令・施行規則等の改正案の骨子(案)」においても同様です。当会は、こうした問題点や自主的に健全に運営している共済の実態などを説明し、適用除外規定を改善するよう昨年12月19日に要望書を提出しましたが、依然として正しい反映がなされていないため、ここに意見並びに質問書を提出するものです。

(意見) 新保険業法第2条第1項の「二 次に掲げるもの」に掲げる「ト」について、今般公表された「保険業法施行令・施行規則の改正案」では、適用除外の定義に、新たに「包括宗教法人」を追加し、「当該包括宗教法人に包括される宗教法人又はこれらの役員若しくは使用人が構成する団体がその構成員又はその親族を相手方として行うもの」にするとしています。当会は、このような宗教法人に限定しただけでは、国会審議等を正しく反映したものとはいえず、極めて不十分と言わざるを得ません。従って、宗教法人に限らず、各団体が構成員のために運営する自主的な共済制度を、新保険業法の適用除外とすることを明記すべきです。具体的には新保険業法第2条第1項の「二 次に掲げるもの」の「ト」として定める政省令に、「団体等が当該団体の事業目的の中の一つとして共済事業を掲げ、その事業目的と構成員の福祉を増進するために当該共済事業を構成員のみを対象として実施するもの」等を加えることが必要であり、その実現を強く要望します。

今般公表された「保険業法施行令・施行規則の改正案」は、そもそも保険業法を改正するきっかけとなった「ニセ共済」被害から消費者を守ること、そのための総務省の実態調査の結果、さらには先の国会審議の中で、現にさまざまな団体が自主的に行っている共済があり、その実態をふまえた対応をするよう政府に要求がされ、伊藤国務大臣(当時)も「実態に配慮」とともに、「共済の果たして来た役割を評価していかなければならない」旨の答弁していること等を正確に反映したものとなっていません。

共済は、協同自治の組織により、団体の目的と構成員の相互扶助を図るためにつくられ、日本の社会に定着してきました。そのため営利を目的とした不特定多数の相手方を対象とする保険と同一の規制はなじまず、従来の保険業法では「不特定のもの」を相手方とするものを保険

除外の取り扱いを列挙し、「ト」として「イからへまでに掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの」としています。この定めにより、政省令で自主的な共済を新保険業法の適用から除外する規定を設けるべきです。金融庁から過日発表された「保険業法施行令・施行規則等の改正案の骨子(案)」では、この「ト」に相当するものとして取り上げられたものは、既に法律上の記載や定義があり、それらを上書きした範囲に留まっていると言わざるを得ません。先の国会審議の中で、現にさまざまな団体が自主的に行っている共済があり、その実態をふまえた対応をするよう政府に対して要求がされ、伊藤国務大臣(当時)も「実態に配慮」とともに、「共済の果たして来た役割を評価していかなければならない」旨を答弁されましたが、この答弁を満たす内容にもなっていません。

当会は、金融庁として、新保険業法の趣旨と法改正に至る経緯等をふまえ、当会をはじめ各種団体が、その組織の目的のひとつとして掲げ実施する、構成員のために自主的に運営している共済制度を今後とも健全に運営できるよう、新保険業法の適用除外を規定する政省令の策定を、下記のとおり強く要望します。

記

(要望事項)

当会の共済制度をはじめ、各団体が構成員のために運営する自主的な共済制度を、新保険業法の適用除外とすること。そのため新保険業法第2条第1項の「二 次に掲げるもの」の「ト」として定める政省令に、「団体等が当該団体の事業目的の中の一つとして共済事業を掲げ、その事業目的と構成員の福祉を増進するために当該共済事業を構成員のみを対象として実施するもの」等を加えること。

なお、自主的な共済活動を、新保険業法の対象として規制することは、憲法21条の結社の自由と抵触することにもなりかねません。こうしたことが生じないよう配慮されること。

(補足説明)

共済は、協同自治の組織により、団体の目的と構成員の相互扶助を図るためにつくられ、日本の社会に定着してきました。そのため営利を目的とした不特定多数の相手方を対象とする保険と同一の規制はなじまず、従来の保険業法では「不特定のもの」を相手方とするものを保険業として規制・監督の対象とし、共済と明確に区別してきました。今般の新保険業法でも、第2条で法規制の除外規定が設けられました。しかし、適用除外として規定されたものはごくわずかで、日本の社会に現に存在する共済の実態を正しく反映したものとはいえません。

国民生活センターなどに寄せられた消費者・国民の多数の声や不安は、「共済」の名を借りた保険商法とその被害です。また、金融審議会は、保険業法による規制の対象から「構成員が真に限定されるもの」については、特定のものに相手方とする共済として、従来どおり、その運営を専ら構成員の自治に委ねることで足り、規制の対象外とすべき」と指摘しています。さらに、国会審議などをふまえるならば、新保険業法によって協同自治にもづく自主的な共済が規制の対象とされることは、消費者・国民の声を生かすことにならないばかりか、法改正の趣旨にも反します。伊藤国務大臣(当時)も、幅広い関係者の意見を十分に聞きながら対応していきたいと答弁しています。

業として規制・監督の対象とし、共済と明確に区別してきました。新保険業法第2条の法規制の除外規定もこのような精神を貫くことが必要です。金融審議会は、保険業法による規制の対象から「構成員が真に限定されるもの」については、特定のものに相手方とする共済として、従来どおり、その運営を専ら構成員の自治に委ねることで足り、規制の対象外とすべき」と指摘しています。また、国民生活センターなどに寄せられた消費者・国民の多数の声や不安は、「共済」の名を借りた保険商法とその被害です。「ニセ共済」を規制することは、金融庁にある「利用者相談室」等で消費者からの相談、苦情を受けて行政指導等を行えば十分に対応することは可能です。

また、金融庁に対して、在日米国商工会議所から少額短期保険業者への規制、根拠法のある共済への規制、中小企業庁にまで事業協同組合への規制等の要求が繰り返し出されていますが、これは日本の内政に関する干渉問題だということを指摘しなければなりません。在日米国商工会議所や日本の保険業界などが、金融庁に対して繰り返し共済への法規制を要求していますが、金融庁が、こうした日米財界の保険市場を拡大する要求を利する態度から共済を規制しようとするならば社会的承認は得られません。まして、法改正に至る経緯と改正の趣旨に反して、自主的な共済にまで新保険業法を適用して規制の対象にすれば、共済自体の運営が阻害され、共済加入者(消費者)を保護することも、国民・消費者の声を生かすこともできなくなり、法改正への信頼性を損なうこととなります。こうしたことは何としても避けなければなりません。そのため、総務省の調査の目的や金融審議会の検討の経過、国会審議とその中の伊藤国務大臣(当時)が幅広い関係者の意見を十分に聞きながら対応していきたい旨答弁してきたことなどをふまえた対応が必要です。この点を改めて強く要望いたします。

なお、今般の「保険業法施行令・施行規則の改正案」に関して、下記の点について質問します。

記

(質問事項)

1. 「保険業法施行令・施行規則の改正案」(以下、政省令案)を作成するにあたって、先の第162回国会で伊藤国務大臣(当時)が「実態をふまえてということは非常に重要」、「政省令を策定するに当たっては、パブリックコメントに付させていただいて、幅広い関係者の皆様方の意見を十分聞きながら策定して」いくと答弁していますが、今回の政省令案を策定するに当たって、各団体からの照会や相談を除き、金融庁は独自に、どのような実態把握や意見聴取を行ったのでしょうか。

2. 今回提案された政省令案の中で、保険業法の適用除外の対象として宗教法人が追加された理由は、どのようなものでしょうか。国会審議の中で政府参考人(増井喜一郎氏)は、「自治による監督を理由として自己責任が問えるかどうか」ということから適用除外の「ト」に位置づける政省令を定める旨説明されました。宗教法人などよりも、構成員が真に限定されており、専ら構成員の自治により自主的に健全な「共済」を運営している団体がたくさんあります。当会の場合も勿論そうです。こうした団体の共済を、保険業法の適用除外にすべきではないでしょうか。